

(料金の変更)

第 46 条 当社は、届出料金を変更したときは、変更された日の属する期から、新料金により請求する。

(滅失受寄物の料金の負担)

第 47 条 当社は、受寄物が滅失したときは、滅失したときまでの料金を寄託者に請求することができる。ただし、当会社の責に帰すべき事由により滅失した場合においては、当該保管期間に係る料金については、この限りでない。

特約条項

当社は、保税を目的とする倉庫に保管される受寄物についての寄託、寄託の予約及びこれらに関連する契約に関しては、次の条項及び関税法の規定によるほか、倉庫寄託約款を適用する。

(寄託に関する提出書類)

第 1 条 寄託者は、外国貨物の寄託申込書には、所要の記載事項のほか、積載船舶の名称及びその国籍並びに入庫の際における貨物の検査の要否を記載しなければならない。

(入庫、見本の抽出、内容の点検、出庫等)

第 2 条 寄託者は、次の各号にかかげる場合には、税関長の承認書又は許可書を当会社に提出しなければならない。

- 保税倉庫に外国貨物を入庫するとき。
 - 外国貨物の見本の抽出、内容の点検、改装、仕分その他の手入又は保存に必要な行為をするとき。
 - 外国貨物を保税倉庫から出庫するとき。
 - 日曜日、休日又はこれらの日以外の日の税関執務時間外において外国貨物の取扱を要するとき。
- 2 前項の規定は、輸入の許可を受けた貨物又は輸出しようとする貨物について準用するとき。
- 3 前二項において、受寄物の入庫、出庫その他の取扱について必要な手続は、寄託者において行なうものとする。

(保管期間)

第 3 条 当社は、寄託を受けた外国貨物の保管期間が法廷蔵置期間をこえる寄託者の請求に対しては、これを拒絶することができる。

(輸入手続完了後の受寄物)

第 4 条 寄託者は、外国貨物の輸入手続を完了したときは、遅滞なく寄託物を引き取らなければならない。

- 当社は、前項により引取がなされないときは、寄託者の費用で受寄物を保税を目的としない倉庫に倉移しをすることができる。
- 当社は、第 1 項により引取がなされないときは、寄託者に通知して受寄物の寄託価額を変更することができる。

(収容貨物の料金)

第 5 条 寄託者は、寄託物が収容されたときは、当該寄託物に関する保管料、荷役料、立替金、延滞金その他の費用を遅滞なく当会社に支払わなければならない。

(収容貨物の公売等)

第 6 条 収容された受寄物が公売又は随意売却に付された場合において、その代金が法定費用に充てられた後残金のあるときは、当社は、その残金から保管料、荷役料、立替金、その他の費用及びこれらに対する延滞金の支払を受け、なお不足があるときは、寄託者に請求する。

- 前項の規定は、当社が寄託者に対し直接に債権の全額の請求をすることをさまたげない。

(収容解除手続)

第 7 条 寄託者は、収容貨物の解除を申請しようとするときは、あらかじめ当会社の承諾を受けなければならない。

(関税の提供)

第 8 条 寄託物が亡失し、又は滅却されても関税の納付を要するときは、寄託者は、遅滞なく当該寄託物に対する関税に相当する金額を当会社に提供しなければならない。ただし、当会社の責に帰すべき事由により受寄物が亡失し又は滅却されたときは、提供を受けた金額を返還する。

(延滞金)

第 9 条 寄託者が前条に規定する提供を怠った場合において、当社が寄託者の負担すべき関税を納付したときは、納付の日から日歩4銭の利息を請求する。

(免責事項)

第 10 条 当社は、次の損害については、責任を負わない。

- 税関が行なう検査、収容その他の措置により受寄物に関し生じた損害
- 税関の収容後、公売その他諸手続により寄託者の受けることのある損害